

環太平洋圏における里海型漁業管理システム構築事業

【7（8）百万円】

対策のポイント

漁業資源の持続的利用と生物多様性の保全のために、環太平洋圏の先進国と開発途上国が連携・協力し、環太平洋圏の開発途上国において「里海」型漁業管理システムを構築し、そのために必要な開発途上国研究者の能力開発等を実施します。

<背景／課題>

- ・近年、環太平洋圏の開発途上国周辺海域では海洋環境が悪化し、水産資源の産卵・育成場の機能が低下しています。
- ・2010年10月、名古屋にて開催された生物多様性条約会議(COP10)では、2020年までに海域の10%を海洋保護区として保全することが求められており、海洋保護区のとらえ方については漁業活動の縮出しの主張がある一方、人手を加えることで漁業資源の持続的利用と生物多様性の保全を両立した「里海」型漁業管理システムについて、特に沿岸漁業が社会基盤となっている途上国が強い関心を示しています。

政策目標

- 環太平洋圏の開発途上国において我が国が提唱する「里海」型漁業管理システムの構築を目指します（北太平洋南西部、北太平洋南東部、北太平洋島しょ域）。

<主な内容>

1. 現地調査の実施と里海型漁業管理マニュアルの作成
2. ワークショップ等の開催を通じた環太平洋圏の開発途上国への技術指導
3. 各国の研究機関間での里海型漁業管理に関するデータベース及び情報収集・交換体制の構築

北太平洋海洋科学機関（PICES）において環太平洋の先進国と開発途上国が連携・協力し、「里海」型漁業管理システムの構築と管理実態の把握、情報収集・交換等の体制作りとそのために必要な開発途上国研究者の能力開発の取組に対して支援します。

〔 拠出先：北太平洋海洋科学機関（PICES）
事業実施期間：平成24年度～平成28年度〕

〔問い合わせ先：大臣官房国際部国際協力課（03-3502-5913（直））
水産庁研究指導課（03-3502-0358（直））〕

環太平洋圏における里海型漁業管理システム構築事業

現状・背景

平成22年10月 生物多様性条約会議
(愛知目標:海洋の10%保護区)

●保護区の国際的議論では、漁業の締出しの主張もあるが、**人手を加えることで漁業資源の持続的利用と生物多様性保全を両立した我が国の「里海型漁業管理システム」に各国が注目。**

●特に沿岸漁業が社会基盤の中心となっている途上国が同システムに強い関心。

PICES(北太平洋海洋科学機関)では、平成22年より里海型漁業管理に関する検討会を設置

「里海型漁業管理システム」の事例

- 三陸海岸におけるウニ漁業と藻場管理
・漁獲サイズと漁獲量を管理したウニ漁業によりコンブ藻場を適切な規模で保全
- 沖縄県恩納村におけるモズク養殖とサンゴ礁保全
・モズク養殖は陸域及び海域からの栄養塩の供給が重要であるため、養殖場の沖合にサンゴを移植

→**人手を加えて資源の持続的利用と生物多様性保全を両立**

里海型管理の推進

事業内容

- 調査の実施とマニュアル作成
・漁場環境の異なる途上国地域を3地域に類型化し、それぞれの地域で、
 - ①聞き取り調査・漁場環境調査の実施
 - ②里海型漁業管理マニュアルの作成



- ワークショップの開催
・マニュアルの普及及び地元研究者への能力開発を実施



- データベースの作成及びネットワークの構築
・里海型漁業管理に関するデータをPICES加盟国及び開発途上国で利用可能



里海型管理の実現

- 里海型管理手法の国際的認知の向上と漁業締出し主張への対応
- 途上国における漁業資源の持続的利用と生物多様性保全の実現



漁業資源の持続的利用

生物多様性